二　金融商品取引法第三十三条の二（同法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により銀行その他の金融機関が営む業務を登録し、当該業務につきこれらの者を監督すること（同法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為に係るものに限る。）。

２　前項の場合において、同項第一号イからニまでに掲げる者の監督に関する事務及び同項第二号に掲げる事務については銀行・証券監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ホに掲げる者の監督に関する事務については銀行・証券監督局の所掌に属するものを除くものとする。

（保険課の所掌事務）

第二十九条　保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　保険業を行う者（郵便保険会社（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）を除く。）

ロ　保険持株会社

ハ　船主相互保険組合

ニ　生命保険募集人（次条第一項第五号に掲げる者を除く。）、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人

ホ　指定保険数理法人

ヘ　指定紛争処理機関

二　保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

三　保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。

四　損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

五　自動車損害賠償責任共済に関すること。

六　自動車損害賠償責任保険審議会の庶務に関すること。

２　前項の場合において、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務については銀行・証券監督局の所掌に属するものを、同項第五号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを除くものとする。

（郵政金融課の所掌事務）

第三十条　郵政金融課は、次に掲げる者の監督に関する事務（参事官の所掌に属させられたものを除く。）をつかさどる。

一　郵便貯金銀行（郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）

二　郵便保険会社

三　日本郵政株式会社

四　郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業を営む者

五　郵便保険会社を所属保険会社等（保険業法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。）とする生命保険募集人

２　前項の場合において、同項各号に掲げる者の監督に関する事務については、銀行・証券監督局の所掌に属するものを除くものとする。

（資金決済課の所掌事務）

第三十一条　資金決済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること（イからハまでに掲げる者の監督に関する事務については、参事官の所掌に属させられたものを除く。）。

イ　銀行業を営む者（主としてインターネットを利用して金融サービスを提供する者その他の金融庁長官が定める者に限り、郵便貯金銀行を除く。）

ロ　銀行持株会社（その子会社とする銀行が全てイに掲げる者である者に限る。）

ハ　銀行代理業を営む者（その所属銀行が全てイに掲げる者である者に限る。）

ニ　電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ホ　認定電子決済等取扱事業者協会、認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会及び認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会

ヘ　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

ト　認定電子決済等代行事業者協会、認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合法第百十五条に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会及び認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

チ　前払式支払手段発行者

リ　資金移動業を営む者

ヌ　認定資金決済事業者協会（次条第一項第一号ハに掲げる者を除く。）

ル　金融サービス仲介業を行う者

ヲ　認定金融サービス仲介業協会

二　電子記録債権の電子記録に関すること。

２　前項の場合において、同項第一号イからヌまでに掲げる者の監督に関する事務及び同項第二号に掲げる事務については銀行・証券監督局の所掌に属するものを、同項第一号ル及びヲに掲げる者の監督に関する事務については銀行・証券監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

（暗号資産・ステーブルコイン課の所掌事務）

第三十二条　暗号資産・ステーブルコイン課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　電子決済手段等取引業を行う者

ロ　暗号資産交換業を行う者

ハ　認定資金決済事業者協会（電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に係る業務を行う場合における当該認定資金決済事業者協会に限る。）

二　金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策（金融機関等による先端的な技術の活用に係るものに限る。）の推進に関すること。

２　前項の場合において、同項第一号イからハまでに掲げる者の監督に関する事務については、銀行・証券監督局の所掌に属するものを除くものとする。

（参事官の職務）

第三十三条　参事官は、命を受けて、第三十条第一項各号に掲げる者及び第三十一条第一項第一号イからハまでに掲げる者の監督に関する事務を分掌し、又は資産運用・保険監督局の所掌事務に関する特定の重要事項についての企画及び立案に参画する。

附則第三条を次のように改める。

（金融庁参事官の設置期間の特例）

第三条　第四条第一項の参事官のうち一人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第四条中「第四条」を「第六条」に改め、同条ただし書中「総合政策局」を「銀行・証券監督局」に改める。